



回 覧								

警告! ごみの野外焼却

「野焼き(野外焼却)」は犯罪です!

「野焼き」は、適正な焼却設備を用いることなく廃棄物を焼却する行為であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により原則禁止(例外を除く)されています。違反すると「5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金またはその両方」が科せられます。絶対にしないでください。



野焼き



ブロック積み



ドラム缶



一斗缶

○何人も、一部の例外を除き、廃棄物(ごみ)を焼却することはできません。(焼却の禁止)

(例外…農業、林業、漁業によるやむを得ない焼却、宗教行事での焼却、災害の応急対策・復旧対応のために必要な焼却、公益上・社会習慣上やむを得ない焼却など。)

※タイヤやビニール・プラスチック類はいかなる場合においても焼却してはいけません。

○焼却設備での焼却は、ダイオキシンが発生しない構造が必要です。また、知事等の許可なく、一定規模以上の焼却施設を設置することはできません。

○知事の許可なく、他人の産業廃棄物の処分を行うことはできません。

(5年以下の懲役 または1000万円以下の罰金)

○燃え殻などの産業廃棄物は、許可業者に適正に処理委託してください。そのまま放置した場合は、不法投棄に該当します。

(5年以下の懲役 または1000万円以下の罰金)

(お願い)

農業活動に伴う稲わら・あぜ草等のやむを得ない焼却は、禁止の例外とされていますが、宅地開発が進み近隣の住宅からの苦情が増えています。風向き等により住民や通行車両等に迷惑をかけることがありますので十分注意してください。

特に最近、野焼き(野外焼却)で発生する煙やにおいにより、洗濯物が外に干せない、家の窓を開けられないなどの被害や苦情が多くなっています。

農業による焼却等、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の例外になる行為でも、むやみに燃やしていいということではありません。周辺住民に煙やにおい等で迷惑にならないよう、十分に気を付けるようにしてください。

生活環境を大きく害することの無いよう、配慮をお願いします。

ごみの野焼き(野外焼却)は重大な犯罪です!

野外でのごみの焼却は、煙や悪臭で周囲に迷惑をかける行為であり、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2の規定により禁止されています。

違反すると、懲役や罰金が科せられます。

平成13年にダイオキシン等の有害物質の発生抑制のため廃棄物処理法が改正され、ダイオキシンが発生しない仕組みの構造基準適合炉以外での焼却が禁止されました。

これにより、**簡易焼却炉(ドラム缶、一斗缶、ブロック製の炉など)の使用も法律違反になります。**

■ごみ焼却炉の構造基準

使用が認められているごみ焼却炉の構造基準は次のとおりです。**昔からある家庭用焼却炉のほとんどは、基準を満たしていないので使用しないでください。**

- ごみを焼却室で800℃以上で燃やすことができること
(参考:たき火の温度は300℃~500℃)
 - 外気と遮断された状態でごみを焼却室に投入できること
 - 焼却室の温度を測定できる装置(温度計)があること
 - 高温で焼却できるよう助燃装置(バーナー)があること
 - 焼却に必要な量の空気の通風が行われていること
- ※ **風呂炊き窯、薪ストーブは、ごみ焼却炉にはあたらないので使用は可能ですが、ごみを燃やすことは禁止です。**
適切な燃料を使用し、著しい煙や悪臭などを発生させないように、周辺住民への十分な配慮と理解を得てください。

■ダイオキシンとは

ダイオキシンは、ビニール・プラスチック類等を燃やした時に出る有害物質です。毒性が強く、体内に蓄積・濃縮することによって発ガン性、催奇形性、生殖・免疫機能への悪影響が報告されています。

特にダイオキシンは、野焼き(野外焼却)の温度300℃~500℃で発生します。 適正な温度(800℃以上)での燃焼なら発生しないとされています。

参考:環境パークの焼却炉は850~950℃で焼却しています。

■野焼き(野外焼却)の例外

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行う為に必要な廃棄物の焼却
(例:河川管理のために伐採した草木などの焼却)
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例:災害などの緊急対策、火災予防訓練)
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例:左義長(どんと焼き)などの地域行事における焼却 ※ただし、プラスチック類は除いてください)

●農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例:病害虫駆除の焼却、稲わらなどの焼却、焼畑農業)

●たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例:暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなどを行う際の本くずの焼却)

※ **上記例外の焼却であっても、近隣への事前連絡や、煙を出さないよう乾燥させてからの焼却など、周辺住民への十分な配慮と理解を得てください。**

苦情があった場合は、改善命令や各種の行政指導、罰則などの対象となる場合があります。

※ このほか、「福知山市火入れに関する条例」により、森林の周囲1kmの範囲内にある土地での「あぜ焼き」などの火入れを行う場合は、福知山市農林業振興課(TEL24-7081)にて事前の許可が必要です。

※ **タイヤやビニール・プラスチック類はいかなる場合においても焼却してはいけません。**

消防署へ届出が必要です!

上記例外等の焼却であっても、「**火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為**」は、**事前に「目的、日時、場所、責任者、内容等」について、最寄りの消防署へ届出してください。(口頭でも可能です。)**

福知山消防署予防課(TEL23-5119)

福知山消防署東分署(TEL27-0119)

福知山消防署北分署(TEL33-0119)

※ 本届出は、市民が火災と誤認した場合に、消防機関が把握していなければ消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがあるため、行為者に届出等の義務を規定したものです。**この届出によって野焼き(野外焼却)が合法化されるわけではありません。**

枯れ草などの焼却の火が風にあおられ、家屋や山林などに燃え移る被害が発生しています。

- 事前に消火器や水バケツなどを準備してください。
- 風が強いとき、空気が乾燥している日には、行わないようにしてください。

(特に「強風注意報」、「乾燥注意報」の発表中や「火災気象通報」の発令中など)

●焼却中は、できるだけ多くの監視人を配置し、その場を離れないでください。

●火の後始末は、確実に行ってください。

周辺住民への生活環境の配慮をお願いします

剪定枝や枯草も含め、ごみはその場で燃やさずに、有料の指定ごみ袋(家庭から出るごみに限る)に入れてごみステーションに出すか、分別して直接環境パークに持ち込んで処分(有料)しましょう。

福知山市生活環境課(TEL 0773-22-1827)